

3回
令和7年第 総 会
3月

白井市農業委員会会議録

令和7年3月6日 開会

令和7年3月6日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年3月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 令和6年度第3次農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第4号 令和6年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

4月の事前審査会、総会の日程について

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ・申請受付締め切り | 3月21日金曜日 |
| ・事前審査会（案） | 3月27日木曜日 |
| 第2班 | 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2 |
| ・総 会（案） | 4月 4日金曜日 |
| | 午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3 |

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、こんにちは。

ここ3日間の雨で、今までの乾燥がだいぶ癒えたと思います。

今後、これから農作業に従事していただきたいと思いますので、健康の面は十分に注意していただいて、頑張ってくださいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和7年3月定例総会を開催いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名人は、6番高宮正明委員、7番岩井聡明委員を指名いたします。

説明及び記録を事務局にお願いします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、事務局の今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和7年3月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、十余一字並木西側及び平塚道北の3筆です。

地目は畑。

地積は、合計で3,616平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、所有権移転及び太陽光発電施設用地への転用です。

2番、十余一字平塚道北の1筆です。

地目は畑。

地積は、991平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、所有権移転及び太陽光発電施設用地への転用です。

以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 次に、先般、事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

高宮正明委員。

高宮正明委員 1班班長、高宮です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者は本人、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地から市役所に北東へ約3.5キロメートル、進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の農地の一団のための第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、太陽光発電施設用地です。

次に、一般基準ですが、太陽光発電施設ですが、施設面積は4,607平方メートルであり、土地利用計画との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については発生しません。

また、申請地は農振農用地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

中 村 会 長 ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1 番、2 番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 十余一地区推進委員の松丸です。内容については班長の報告のとおりですが、義務者と会いまして話を聞くことができました。

まず、1 番の申請の関係ですが、親の代までは野菜等を作っていて、約 20 年ぐらい前に作らなくなってからは、現地については耕作等を行っていなかったそうです。

農機具等のないことから管理ももう難しくなってきました、今回の申請に至ったそうです。

2 番でございますが、やはり 20 年近く前は、隣の畑も借りまして野菜の栽培を行っていたということです。

やはり栽培ができなくなってからは、農機具等もかなり古くなって使えなくなってしまいまして、管理につきましても、かなり最近は難しいということで、今回の申請に至ったということです。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

伊藤 治委員 推進委員の伊藤です。

1 の 6 ページになるのですけれども、登記の件なのですが、2 番の方、令和 6 年の 1 2 月に 1 回仮登記をされているということなので、こちらのほうは問題はないのでしょうか。

事 務 局 事務局和田です。

こちらについては、1 年ほど前から本計画を予定していることの相談を受けておりましたが、議案番号 2 の土地だけ、他社から買付け等の話が地主さんにあり、転用許可まで時間があつたということでしたので、仮登記をして抑止をしたということになります。

農地法上での仮登記についても、権利については、あくまで予約の登記になりますので、5 条許可が出ないと登記ができないことから、問題ないものとしております。

以上です。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号
農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番、2番について、関連がありますので、一括して採決いたします。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番を許可
相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に
ついてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、下記
のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請がありましたので提
出いたします。

令和7年3月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、復字坂ノ下の3筆です。

地目は畑。

地積は合計で1,200平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は計画総敷地面積の変更。

パネルの型式及び枚数の変更。

着工遅れによる工事期間の変更。

事業に係る経費の増加です。

詳細については審査資料のとおりです。

以上になります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたし
ます。

高宮正明委員。

高宮正明委員 調査報告を申し上げます。

審査資料2番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者本人、事務所の代理人が出席されました。
まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南西へ約2.5キロメートル。
進入路は赤道により確保されております。

農地区分としては10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断いたしました。

本案件は、令和5年10月に農地転用許可を受けていましたが、境界トラブル等に境界が確定できず、現在までに着工できておりませんでした。

令和6年12月に境界紛争を解決し、境界確定により減少した面積を賄うため、新たに山林を2筆増やすことと、当初予定していた面積を確保する計画です。
資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。
汚水排水については発生しません。

これらのことから、立地基準、一般基準と本案件は何の問題もないものと思われま
す。

以上で調査報告を終わります。

中 村 会 長 ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。
最適化推進員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 白井、復担当の推進委員の秋本です。
内容につきましては、ただいま高宮班長さんの報告のとおり、特にありませんが、当日、委任で来た権利者の代理の方が、畑の面積は若干減ったということで、それは双方協議の上、了承ということでありました。

それを裏付けるために、義務者に本人に電話して確認したところ、土地の減少については義務者も了承しておりました。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。
ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について採決を行います。
許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、許可

相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第3号 令和6年度第3次農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 令和6年度第3次農用地利用集積等促進計画の決定について、白井市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項及び第3項の規定により、別紙のとおり、令和6年度第3次農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取依頼がありましたので提出いたします。

令和7年3月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

白井市長からの依頼文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和6年度第3次農用地利用集積等促進計画（案）です。

1番は新規になります。今井字屋敷廻の6筆です。

地目は田。

利用権設定面積は合計で5,928平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が10年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

農地中間管理機構は公益社団法人千葉県園芸協会です。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりでございます。

経営面積は13,000アールです。

2番、新規になります。

今井字屋敷廻の5筆です。

地目は田。

利用権設定面積は合計で3,668平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が10年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

農地中間管理機構は公益社団法人千葉県園芸協会です。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は13,000 アールです。

以上でございます。

中 村 会 長 農用地利用集積等促進計画については、既存農家は事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1 番、2 番について、新規ですので、地区担当委員の補足説明がございます。

1 番、2 番について、最適化推進委員の石井修一委員、お願いいたします。

石井修一委員 小名内地区の石井です。

権利者、義務者双方から電話で話を聞きました。

1 番の義務者に関しては、奥さんに聞いたのですが、父親が急に亡くなり、田んぼ作りが知らないまま、教わらないままに田んぼが空いてしまったので、権利者に今年から作ってもらうことを委託したそうです。

前年度、委託していた方が辞めたもので、急に権利者に決まったと言っていました。それで、本人は作れないことで悩んでいて、あと、今井地区は水田が桜並木に近いところが条件が悪くてできないということで、条件のいい田んぼだけが貸付田なので、数枚残っているのが困っているということでした。

それと、2 番の義務者は役所勤務で、やはり委託していた方が今年から作れないということで、権利者に委託したそうです。

そういうことです。

問題はありません。

中 村 会 長 続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手お願いいたします。

何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和6年度第3次農用地利用集積等促進計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第3号 令和6年度第3次農用地利用集積等促進計画の決定について、承認することに可決いたします。

続きまして、議案第4号 令和6年度第10次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、6ページを御覧ください。

議案第4号 令和6年度第10次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、別紙のとおり令和6年度第10次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和7年3月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、7ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、8ページを御覧ください。

令和6年度第10次農用地利用集積計画一覧表（案）です。

1番、神々廻字前田の3筆です。

地目は田です。

利用権設定面積は合計1,337平方メートルです。

設定する権利は、種類が使用貸借です。

内容が普通畑。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は45アール、更新です。

2番、白井字北ノ上の1筆です。

地目は畑です。

利用権設定面積は6,611平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権です。

内容が普通畑。

期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は125アールで、更新です。

3番、復字台山の1筆です。

地目は畑です。

利用権設定面積は2,863平方メートルです。

種類が賃借権です。

内容が普通畑です。

期間が6年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は251アールで、新規です。

4番、河原子字小名内の1筆です。

地目は畑です。

利用権設定面積は2,016平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権です。

内容が普通畑。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は225アール、更新です。

5番、神々廻字河原子の6筆です。

地目は田です。

利用権設定面積は合計で1,421.93平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権です。

内容が水稻。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は71アール、更新です。

6番、今井字稻荷前及び小山下の4筆です。

地目は田です。

利用権設定面積は合計で2,563平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権です。

内容が水稻。

期間が10年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は22アールで新規です。

7番、十余一字平塚道南の1筆です。

地目は畑です。

利用権設定面積は1,206平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権です。

内容が普通畑。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は53アール、新規になります。

以上でございます。

中 村 会 長 農用地利用集積計画については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

3番、6番、7番については新規ですので、地区担当委員の補足説明がございます。

3番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 白井地区担当推進委員の秋本です。

ここににつきましては、利用権を設定する者と設定を受ける者が、名字は違いますが兄弟でございまして、双方とも農家をしております。

利用権の設定を受ける者が梨農家をしておりまして、市役所前にできるデータセンター建設に協力しました。

そのことから梨畑が減少しまして、兄弟である兄のほうに梨畑を増やしたいということで相談したところ、快い返事をいただきまして、このような形になりました。

双方とも農家さんですので問題はないと考えております。

以上です。

中 村 会 長 6番について、最適化推進の石井修一委員にお願いいたします。

石井修一委員 小名内地区の石井です。

義務者に聞いたところ、前年度を作っていた人ができなくなって困っていたところ、隣に〇〇さんという方が、その〇〇さんという権利者が作っていて、どうしたらいいかということで相談したら、作っていただけることになったので、申請が上がりました。

そういうことです。

中 村 会 長 7番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 十余一地区推進委員の松丸です。

今回の利用権を設定受ける方については、新規就農の方で、53アールの農家をやっていますが、30アールをブドウ、野菜を20アールやっているということです。

ブドウのほうの面積を拡大したいということで畑を探していたところ、今回の現地については、元々、梨畑で棚がそのまま残っていたということです。

ブドウを栽培するには棚があったほうがいいので、この現地をどうしても買いたいということで、今回の手続きに至ったということです。

特に事業については特に問題がございません。

以上です。

中 村 会 長 続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

押田勝巳委員 勉強不足なのでお聞きしたいです。

この農地利用集積のやつは、この前の案件で、6年度の3次農用地利用集積のやつと、これが中間管理機構が中に入って、これからゼロという形になるというように聞いてあったのですが、この10次農用地利用集積の案では、中間管理機構が入らないで新規に借りられるようになっている。

この違いというのはどういうあれなのですか。

中 村 会 長 事務局、説明できますか。

事 務 局 事務局和田です。

こちら、先ほどの農用地利用集積等促進計画、議案3号の方が、こちらが新しくできた中間管理機構千葉県園芸協会をはさむ制度になっていて、こちらの今の第10次農用地利用集積計画のほうは今年度で終わる制度になっておりまして、今回が最後になっております。

今後は、先ほど言った中間機構を通す形になるので、今回の総会の報告を持ってもう相対する集積はできなくなるという形ですね。

押田勝巳委員 要するに、時期の問題で、それが最後でなって、次からもう。

事 務 局 そうですね。今後の農地の貸し借りは中間管理機構さんか、農地法第3条のどちらかということになります。

押田勝巳委員 分かりました。

中 村 会 長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号 令和6年度第10次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第4号 令和6年度第10次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決いたします。

続きまして、議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

9ページを御覧ください。

議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について。

下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願がありましたので提出いたします。

令和7年3月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、河原子字大割の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で4,580平方メートル。

申請人は記載のとおり。

申請理由は生産緑地解除申請のため。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

最適化推進委員の石井修一委員、お願いいたします。

石井修一委員 小名内の石井です。

申請者本人に電話で確認しました。

資料にもあるとおり、診断書が届け出されています。

それで、本人が言うには、作物を作る状態に体になっていないので、この申請を証明願として出したそうです。

それで、息子さんはどうなのかと聞いたら、当面できないような話をしていると本人が言っていました。

以上です。

中 村 会 長 続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手お願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について採決を行います。

承認することに賛成の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について承認することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、10ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和7年3月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

11ページを御覧ください。

①農地法第4条第1項第7号の規程による農地転用届出です。

12ページを御覧ください。

②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

13ページを御覧ください。

③農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用届出です。

次に14ページから15ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和7年3月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

専決処分については以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4番、報告・協議事項等の(2)その他で、4月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切り日が3月21日金曜日。

事前審査会が3月27日木曜日、担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階 災害対策室2になります。

総会が令和7年4月4日金曜日、午後4時から、本庁舎2階 災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中村会長 本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人